

平成18年12月13日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御 門		敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育	長	小 野 原		利	幸
教 育 次 長 兼 庶 務 課 長		藤	田	洋 一	郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
同和対策課長兼生涯学習課参事		関		正	和
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ 瀬		健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年12月13日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第76号 鹿島休日急患センターの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第77号 鹿島市営土地改良事業（基盤整備促進事業）音成地区の計画の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第78号 佐賀県市町総合事務組合の設立に関する協議について（質疑、討論、採決）
- 議案第79号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議について（質疑、討論、採決）
- 議案第80号 佐賀県自治会館組合の解散に関する協議について（質疑、討論、採決）
- 議案第81号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に関する協議について（質疑、討論、採決）
- 議案第82号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について（質疑、討論、採決）
- 議案第83号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分に関する協議について（質疑、討論、採決）
- 議案第84号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から報告1件、議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第 1．議案の追加上程であります。

報告第 6 号及び議案第 86 号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、報告 1 件、補正予算 1 件でございます。

まず、報告第 6 号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、災害による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告いたすものでございます。

次に、議案第 86 号 平成 18 年度鹿島市一般会計補正予算（第 5 号）について申し上げます。

今回の補正は、議会開会の折に申し上げておりました、台風 13 号による農作物等災害の復旧支援に要する経費を計上いたすものでございます。

今回の台風により、市内において延べ面積で約 1,800 ヘクタールの農作物・施設が被害を受け、品質低下、収穫量の激減、園芸用ハウスの倒壊など農業経営は深刻な状況となっております。このたび、県の果樹改植対策、ハウス施設等の建て直し補助等の復旧支援策の提示を受け、鹿島市といたしましても県の対策に市費を独自に追加して補助することにより、被災された農家の復旧支援を迅速に行い、農業経営の早期回復を目指すものでございます。

市費を独自に追加するという表現で申し上げましたのは、今回の県単事業は、市町村負担は義務とはされていないということによります。

補正予算の規模といたしましては、予算の総額に 46,200 千円を追加し、補正後の総額を 11,421,150 千円といたすものでございます。

歳入につきましては、補正財源として、被害対策事業に伴う県支出金 28,200 千円、財政調整基金からの繰入金 18,000 千円を追加計上いたしております。

歳出では、水稻、大豆の種子確保等の農産対策に 6,243 千円、果樹の改植、園芸用ハウス等の建て直し補助等の園芸対策に 39,452 千円、畜舎の建て直し等の畜産対策に 928 千円を新たに計上いたしております。

また、県の単独事業とは別に、市独自の支援策といたしまして、ミカン選果場に農家が出荷する際の施設利用料金の負担軽減対策や農作物の減収を補うための農業経営維持・再建資金として災害資金を融資し、その利子補給対策を行うことにより、さらなる農家の復旧支援を行うこととしております。

なお、詳細につきましては関係機関と調整中でありますので今回は提案しておりませんが、調整がつき次第提案いたします予定でございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第86号は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第86号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第76号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第76号 鹿島休日急患センターの指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

おはようございます。議案書の11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第76号 鹿島休日急患センターの指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

この件につきましては、現在、社団法人鹿島藤津地区医師会を平成19年3月31日まで指定管理者として指定をいたしておりますが、引き続きまして、19年の4月1日から21年の3月31日までの2カ年間、指定管理者として指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、御審議をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

指定管理者制度については、私はこれまでもいづれの指定管理者制度についても、まだ問題があるということで意見を申し上げてきましたが、この問題についてもまだ十分納得できないわけですが、具体的に今2年間の指定管理をということですが、どの部分にどれだけ、どういう形で指定管理をさせるのか。例えば、建物だとか内容、運営だとか、いろいろあると思いますが、そこの説明をもう少し詳しくしていただきたいと思います。指定管理については、全体的な運営なのか、建物とか、いろいろあるでしょう、指定管理者制度の中には。その辺が全体的にどこまでなのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

御質問にお答えします。

現在、休日急患センターにつきましては、御存じのように、鹿島藤津地区医師会の方に入っておられる医者の方に診療を診てもらっております。これは従来からですが、そういうことで、その診療と、それから施設そのものの管理運営、この二つについて指定管理者としてお願いをするということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。

ではもう1点、市の財政的な負担はこれまでとすれば、どういう形になりますか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

市の財政的な負担としましては、今年度予算で6,515千円の委託料、この分だけです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

指定管理者になっていただいて6,515千円というのはわかりますが、これまでやってきたのと、指定管理者制度をとったことによって財政負担が変わってくるのでしょうか。それとも財政負担については全く変わらない状況なのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

平成17年度の決算で見ますと6,824千円、これが18年度予算になりますと6,515千円の金額の違いはございます。ただ、基本的に指定管理者ということでお願いをするわけですが、事実上、この医療行為を行うということは市ではできないわけですね。そうなりますと、必然的に医師会さんの方をお願いをせざるを得ないというようなことは言えるかというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

もちろん医療行為はできませんが、今のお答えでは、今年度6,515千円の追加ということですが、先ほどの御説明では、1年間で6,820千円ということですから——17年度の決算でということやったでしょう、だから1年で6,515千円。間違っと思ったら、後で言ってください。先ほどの決算で6,820千円ですかね、どちらでも決算ですから、年間費用ですよ。それだけと、今年度また補正で組むとすれば、例えば、これはいつからですかね——4月1日からか。そいぎ今年度は要らんでしょうね、6,515千円。ちょっとその辺。来年の4月1日からですから、今年度6,515千円と言われたのは、これは今の時点の予算を言われたんですね。そうじゃなくて、指定管理者制度にすることによって、どれだけの予算が要るようになるのか。今のと違いがあるのかどうかというのをさっき聞いたんですよ。私の聞き方が悪かったらごめんなさい。もう一度どうぞ。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほどもそこら辺を含めてお答えしたつもりだったんですけども、事実上、うちの方は医療行為ができませんので、医師会さんをお願いをするということですね。それで、そういう事実関係がございますので、指定管理者になったからといって、うちからことしの予算で6,515千円の委託料をお支払いするわけですけども、これが基本的に変わるということは、ちょっと今のところ考えられないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

補足してお答えをいたします。

指定管理者制度は、先般も質問があってございましたけれども、今回の自治法の改正によりまして、直営か指定管理者制度しかできないという大前提があります。そういう中で、指定管理者をお願いする分につきましては、大きく二つあるわけですけども、一つは、いわゆる民間等のノウハウを受けて経費のコストを下げて運営をしていくというのが一つありますが、もう一つは、先ほど言いますように、経営そのものというよりも、自治法の改正で直営以外では指定管理者しかできないという性格のものがあまして、これがいわゆる休日急患センターの運営に当たるかと思えます。休日急患センターは、先ほど申し上げますように、市立の施設ですけども、専門の医師等がおりません関係上、どうしても医師会に委託せざるを得ないということになってきます。

予算的な面ですけども、これは通常運営ですから、施設の管理そのものもですけども、いわゆる診療報酬と、それから医師等の給与といえますか、そういう経費面の中で、どうし

でも採算がとれないというのがあります。したがって、その部分については、当然市が補てんをしなければ運営できないわけですから、予算面で前年度よりも多くなる、少なくなるというのは、運営上どうしてもその時々によって違ってくる面があるかと思います。ただもう一つは、医師会そのものについても自助努力といいますか、別の医師会の今までの積立金等も運用しながら、その分の補てんにも当たっている部分もあります。

ちょっとわかりにくいかもしれませんが、医師会の指定管理者については、そういう性格のものです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

休日急患センターというのは、非常に市民にとって必要だし、統計を見ますと、周辺の自治体からの利用というのも結構あるですね。そういう面では大事だと思います。ただ、今いろいろ言われましたが、例えば、状況によって医師会が運営が困難となった場合には、おのずから市のお金をつぎ込むという形になると思いますが、そして心配なのは、それが思うようにいかない場合に、この継続ができるのかどうかという心配もあるんですね。やっぱりここは大事な部門だと思うんですよ。そこで、どうなのかなと私は心配をしているのが一つあります。

それから、指定の期間が2年間という限定ですが、これは一応2年間様子を見るというのか、2年間更新をしていくという形の2年間なのか、その辺は具体的にどうなんですか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

今回、2年ということをお願いをしているのは、医師会さんとの話の中で、今御存じのように、医療制度が非常に変わっております。そこら辺がございますので、2年という形で向こうの方と協議が調ったという関係がございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、この医師会の休日急患センターのことでありますが、先ほど助役が言いましたように、まず、このことを存続するか、ここで廃止するかと、これはもう絶対存続をしなければいけないわけですね。それで、存続するためには、先ほどの助役の説明を裏返しで言いますと、存続をするには鹿島市立でやるか、指定管理者制度でやるか、この二つしか選択肢がないわけですね。私たちは市立というわけいきませんので、指定管理者制度をお願いをしていると、

こういうことに整理すればなります。

それで、今後の問題ですが、先般、鹿島藤津地区医師会の会長さんと、市からは私と担当部長、担当課長、担当課長補佐そろいまして、佐賀大学医学部附属病院の方に行きました。それはどういう用件であったかといいますと、要するに休日急患センターはかなりの割合で小児科医療なんですね。大人の場合は極端に言いますと、救急病院でも済むわけですので。そういうことで、小児科のお医者さんが非常に鹿島の休日急患センターに来ていただける人も限られていると、あるいは市内のお医者さんがそれに当たるにしても、少しお年をとっておられると、こういう事情がありますので、何とか佐賀大学医学部附属病院の方から小児科医を休日急患センターに派遣をしてくれないかと。このことで行ってまいりました。

恐らくそのときの交渉では、それに応じてくれるだろうというふうな感触を持って帰りましたが、そういうことと同時に、そのときに医師会長さんと私いろいろ今後のことについて話をしておりますが、これをそのまま鹿島だけの休日急患センターという形で運営をするか、あるいはもっと広げて広域としてどう対応するか。そういうものも含めて、例えば、今回2年間ということですが、このやり方を踏襲しながら、そういう中で議論を深めていきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの説明で存続するには市立か指定管理者制度かということですが、先ほどおっしゃったように、国からのそういう指示で指定管理者制度をとることが義務づけられてきたと思いますが、ただ、やっぱり今のような状況の中で指定管理者制度になれば、医師会の運営になりますから、その運営が困難となれば、どうなっていくかなという心配が、これはもう絶対ないとは言えないわけですからね。今、医師会も努力をしておりますが、やっぱり奉仕だけではできない問題ですね。そういう面から考えると、やっぱり鹿島市立として守っていくという、これは大変なことですが、それが一番理想だと私は思います。

それから、先ほども言いましたが、やっぱり今、広域でというようなお話もありましたが、確かに見ていますと、嬉野とか白石なんかも医療機関は充実しているようですけれども、そういうところからも結構利用者が多いというようなデータはあると思います。そういう面で、やっぱり一番大事な部門、特に小児科という、今、全県的、全国的にも問題がある小児科の問題が重点的にここには来るとしますので、やっぱり経過というのを見ながら、何が一番ベターなのか。もちろん国のそういう足かせの中で思うようなこともできないかも知れませんが、要は市民の医療をどう守っていくかという立場だと思いますので、その辺で取り組みをしていただきたいと思います。

そういう面で私は、確かにわかりますが、まだやっぱり指定管理者制度について納得がい

きませんので、討論には立ちませんが、これには賛同できないという気持ちを伝えて終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

お尋ねをいたしますが、指定管理者制度へ移行するというのが、自然の館から始まって、今年度から新たに七つ、それから今回で九つ目ということで、大出しがあったり小出しがあったりということで、指定管理者制度が思いつきのように出てくるような感じがしておるんですが、指定管理者制度へ今後も移行をさせたいという施設がどの程度あるのか。指定管理者制度に移行するための一つの市としての考え方といいますか、原則があると思うんですが、そこら辺はどういうふうになっておるんですかね。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

指定管理者制度の今後の見込みじゃなくて、少し御説明をしたいんですけども、この休日急患センターの指定管理者につきましては、平成18年度現在も指定管理者として指定をいただいております。それは1年間ということで、来年の3月31日まで。なぜかと申しますと、指定管理者制度ができて、一斉にほかの施設等も上程するその時期で医師会といろいろ協議をした結果、今後の方針について、なかなか医師の確保とか、そういう面で5年間はちょっと一遍に今から契約等もなかなか難しいということで、まずとりあえず1年間、指定管理者として、18年度中しながら、そして今後の方針について検討しようというふうに医師会との約束の上に、1年間ということでやったわけです。そして、今度また協議が調いまして、さっき市長が申しますように、今度は次2年間しながら、今後の情勢を考えようということになっております。そういうことで、ことしと申されますが、休日急患センターについては、18年度から指定管理者ということで指定していると、これを申し上げておきます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

指定管理者制度の今後の施設の数でございますけれども、これはこの制度を導入する時点でも御説明をしたかと思いますが、あと10数施設ございます、鹿島市の公の施設としてはですね。今やっている指定管理者以外に10数施設ありますが、この部分については、一応直営というようなことでの考え方がございまして、今後、指定管理者に移行できるものがあるかどうか、これは今後の検討の課題だと思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

大体考え方的なものが今表明されましたのでわかりますが、残余の施設については、新たな指定管理者制度への移行は当面考えていないというふうなことだろうと思いますが、今回の案件については、一般質問でも取り上げましたけど、財政的メリットをかなり全面に出して指定管理者制度というのが議論をされてきた感があるんですけど、従来の8施設については4.8%程度しか財政効果は出ていないんですね。移行直後というのは、大した問題も出てこないかもわからんけど、施設の利用料という収入も指定管理者制度に移行すれば、その収入も含めて運営をされていくという形になるわけで、力学的にはやっぱり使用料の値上げの力学が今後働いていくと思うんですね。この4.8%程度の財政的メリットは、そういった意味では消化されてしまう可能性も今後の問題として残るような気がするんですよ。今回の場合は、予算措置されている6,515千円ということで、そのままの金額で指定をされるということですので、そこら辺の懸念がもっと強くなるんじゃないかなという感じがするんですね。だから、指定管理者制度に対する基本的なスタンスをやっぱり改めて私も確認をしておきたいからこそ、こういう議論をしておるんですけど。

今の御説明では、あと10数施設については、できるものがあればという前提つきではありますが、直営の考え方ですので、従来までの指定管理者制度に移行した部分がどういうふうに展開をしていくのかというのが、今後私たちも見守りたいところなんですけど、そういった意味で、執行部の部内で指定管理者制度の今後のあり方については、もう少し確たる一つの考え方というのを説明できるようにしておっていただければなという気がしてならないんです。いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

これも議員の一般質問の中でお答えいたしましたけれども、全国的に見ましても、この指定管理者については、全国の自治体でまだ手探りの状態が続いております。そして、特に九州地方の小さな都市、これはその受け手となる民間、これが非常に限られているというようなことで、今言われております効果が非常に限定的というような指摘がなされております。それで、私どもといたしましても、公募が原則ではございますが、公募と同じような手続を経まして、今、指定管理者に移行しておりますのは、単独指定と。自然の館を除きましては、すべて単独指定というような方法をとっておりますので、どうしても財政的な効果というのは限定的にならざるを得ません。それで、民間参入ができるかどうか、これが非常に問題となってくるわけでございますけれども、これは一定の理由がある場合には、単独指定という

ことができるというようなことでございますので、当面はこのような状況が続くのではなかろうかと。したがって、効果というものも限定的になってくるのではないかというようなことになろうかと思えます。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほどの松尾議員に対する答弁の中で、ちょっと説明不足な面があったかなと思いますけれども、今、谷口議員がおっしゃられました、向こう2年間、6,515千円というようなことで言われたわけですが、来年以降の委託料につきましては、議会の方で審議をしていただくわけですね。この額が6,515千円になるということではございませんので、そういうふうに御理解をお願いします。（「さっきは6,515千円になるて言うたたい。そうじゃないの」と呼ぶ者あり）いや、今年度が6,515千円です。向こう2年間の分については、まだ予算も出ておりませんので、変わる可能性もあるということでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

指定管理者制度で、財政効果が4.8%とおっしゃいましたですかね。今後、しかし、むしろこの値上げにつながる危険性もあるんじゃないかと。あるいはまた、市が直営でした場合、あるいは委託というやり方でやった場合と比べて、機能が低下せんで済むのかとか、今後に対するいろんな不安といいますか、心配もあるわけですね。そのことは当然わかります。先ほど言いましたように、これがスタートしたばかりで、暗中模索のところもありますが、私はこの指定管理者制度をまとめて一番初めに提案いたしましたときに、鹿島市議会と鹿島市長の間で約束をしております。毎年、決算が出ましたら、議会に報告をいたしますと。その報告義務は課せられておりませんが、鹿島市議会のルールとして、これを皆様方にお約束をしております。したがって、この報告をもとに、そういう機能の問題、機能がちゃんと果たされているか、あるいは経費の問題、あるいは料金の問題、こういうものが適正なのか。こういうのをチェックいただきながら、その後の運営につなげていくと。こういうことでございますので、今年度終わりますと、来年度に入りましてから、このことにつきましても、全部報告をいたします。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

その点については、市長の既定の約束事ですので、改めて今申されたとおりで、ひとつ確認をいたしておきたいと思えます。

拙速に、今言われるように、全国一斉にこの制度が始まって、唐島部長が言われるように、全国的にも暗中模索の状態に現在はあるんだと。特にこういう小さな都市では、指定管理者を指定するにしても、もうごく限られた対象の団体に限られてくると、そこに競争原理が働かないなどの弊害等もあるんですね。ということであって、一方では見切り発車的にされておるとは言いませんけど、指定管理者制度で一たん指定をすれば、やっぱりその団体にとっては、そこがまた一つの経営収入の財源になってくる、その団体あるいは場合によっては企業でしょうけど。なかなか一たん指定したものを直営に戻すというのは、やりにくい話がまた出てくると、不都合だったからと言ったってね。そういうふうなこともありますので、やはり一定の期間、1年あるいは2年程度の期間をもって、一つの中間的な総括といいますかね、考え方の整理の上で、この問題に今後当たっていくべきだろうと私は思っております。そういった点で留意を促して終わります。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

今、現に指定管理者に移行しております八つ、委託料を払っているところは七つになりますが、この施設につきましては、今までの管理委託の制度がとれなかったという背景もございます。ですから、これを指定管理者に移行せざるを得なかったという面もございます。ですから、効果も限定的になってくると。これは裏腹の関係にございますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

委託に移行することができなかったと、だから指定したんだという、そういう論理立てはおかしいと思いますよ。直営でも今までやってきたんですから、直営でやっていってもよか。その選択肢なんですよ。必ずこの施設は委託をしなければならないという管理者制度の法律はそういうふうになっていないわけであって、直営でいくのか指定管理者制度で管理をするのかと、私の一般質問にもそういうふうに答えられたわけでしょう。過去それでやってきたんですよ。選択肢が一つしかなかったから、この8施設については指定管理者制度に移行したがごとく説明を今されましたけど、それは違うと思いますよ。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ちょっと話が交錯しているといえますか、わき道に行っているといえますか、そういった状況のようですが、直営でやっておった場合には管理委託をいたしておりました。この管理

委託という制度がなくなりました。例えば、かぎとかトイレとか、そういったところの管理について、一部軽微なものについては、これが残されますけれども、直営の場合で管理委託というのができなくなりました。業務の管理ですね、これができなくなりました。ですから、これを指定管理者に移行せざるを得なかったという面もございます。そういったことを申し上げたわけございまして、もし直営の方向でとるとなれば、すべてこの業務の管理あたり、これも直営でしなければならなくなるというような状況にございました。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

物の考え方が、施設の施錠とか、あるいは防犯も施錠なんだろうけど、そういう部分が一部民間に委託しておったけれども、それが委託できないとすれば、指定管理者制度しかないという議論は、それはわかります。しかし、その施設が直営で維持された方がいいのか、指定管理者という制度で管理をされた方が市民にとって利便性がいいのか、あるいは財政的メリットがあるのかなのか。その本体議論の上に、その施錠の問題は、じゃあ直営でした場合は今後どうするのかという議論になっていくわけで、逆転の議論に唐島部長はなっています。施錠論から施設本体をどうするかという議論をあなたは今されていますよ。

（「そがんは言いよらんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

やりとりしないように。

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

済みません、言えば言うほどわき道にそれていくようでございますが、施錠とか、それからトイレの清掃とか、こういったのは委託ができます。直営であろうとなかろうとですね。それで、委託ができなくなったのは、業務の全般的な管理です、その施設の全般的な管理、これが今までの直営でやっておった部分の管理委託制度ではできなくなったと。これは指定管理者制度に移行せざるを得ないと。軽微なものの委託については、もちろん委託は今もっております。体育館のかぎの管理とか。そういったことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私が話をわき道に持っていったような議論をしちゃいけませんよ。わき道に自分から進んでいきよるわけですよ。例えば、蟻尾山公園を3名で、それは嘱託という雇用の形態が

あったかも知れませんが、直営で本体の維持をしとったわけでしょう、管理を。それをそういう方式じゃなくて、一つの団体に、鹿島の場合は体育協会にそれを委託するという指定管理者制度に持っていったんでしょうが。そういう議論をしておるんですよ。もうわき道議論は私もお断りですよ。大局的に言ってください、考えてください。

○議長（小池幸照君）

ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第76号 鹿島休日急患センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第76号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第77号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第77号 鹿島市営土地改良事業（基盤整備促進事業）音成地区の計画の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

議案第77号 鹿島市営土地改良事業（基盤整備促進事業）音成地区の計画の変更について、御説明いたします。

議案書は12ページと13ページ、説明資料では4ページから6ページでございます。

この議案は、鹿島市基盤整備促進事業音成地区の施工について、全体計画を変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

音成地区の圃場整備事業は、平成15年度から18年度までの4カ年事業でございまして、本工事及び確定測量が決定し、事業費及び工事並びに換地区域等が確定したものでございます。負担率につきましては、国55%、県15%、市15%、地元15%となっております。

説明資料の4ページをお開きください。

これは本事業の位置図であります。JR肥前七浦駅の裏で、実施区域7.5ヘクタールにつ

いて赤で色づけをいたしております。

次に、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

これは従前地の地籍図であります。青線が変更前の実施区域、赤線が変更後の実施区域ということになります。事業申請時の計画区域から除外した土地を緑色で、編入した土地を黄色で色づけをいたしております。区域面積といたしましては、計画7.72ヘクタールから変更後7.5ヘクタールへと減少いたしております。

変更理由は、地権者からの除外要望や、道路の拡幅、水路のつけかえなどによるものであります。（「黄色は塗ってなかよ。私のだけか知らんばってん」と呼ぶ者あり）黄色につきましては、編入地ということで、着色的には線のあらわし方になっております。例えば、説明資料の5 ページでまいりますと、上の方の黄色の線です。よろしいでしょうか。

それでは、議案書の12ページをお願いします。

表に記載をしておりますけれども、事業量は受益面積5.8ヘクタールで変更ございません。全体事業費が113,000千円から3,000千円減少し110,000千円となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、審議のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

1 点だけお尋ねをしたいと思います。簡単なことですが、前の計画から変更した理由として、地権者の方の申し入れと、それから道路などの問題とおっしゃいましたが、前半の地権者の方は、前計画では一緒に計画にのっておられたと思いますが、どういう理由で除外の申請をされたのか、その辺ちょっとお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

変更理由の中で、地権者の方の要望ということが一つの理由でございますけれども、このケースの場合は、除外をする方の理由となります。計画をするに当たりましては、事業そのものは平成15年度ですけれども、計画となりますと、その約2年前ですね、平成13年、そのころからの計画になると思います。そうしますと、それから最終的な工事終了というのは、事業終了というのは換地ということになるんですけれども、平成13年から事業計画、素案づくりをやりまして、事業採択を受けて工事に入って、やはりいろいろな状況、環境の変化ということで、例えば、1筆の面積で500平米あったと。そうしますと、全体的な計画がはっきりした段階で、例えばちょうど半分でもよかったと。250平米の部分で計画区域にそのままして、あとの半分は除外をしてくださいという申し出があり、その内容については、全体の

中でまた検討をされて、それでよろしいという変更、そういうふうなことのケースでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ちょっと私は十分に理解できませんが、いいです、わかりました。

お尋ねをしたいと思いますが、いっぱいあるわけですが、例えば、完成が何年と言いんさったですかね。それで、その後、恐らく受益者負担の問題とか、いろいろあると思いますが、その辺で私が除外何であったかなというのは、計画から完了までの期間と、それによって受益者負担の問題で、例えば、ここの地権者の人の中には高齢者の人なんかもいらっしゃると思いますが、そういう形で、あとのそういう財政的な問題とかがあるのかなと思いましたので、お尋ねしたんですね。例えば、多良岳パイロット事業なんかを見てわかるように、もちろん、あそこがパイロット事業としての目的を十分に果たしておったら、そうじゃないと思いますが、私はよく言いますが、せっかくあれだけ金入れたところが泣いているよと言いますが、まさにそういう状態になっておりますが、ここはまた条件が違うと思いますが、そういうこれからの心配というのはないんですか。特に今回また農業問題は情勢が大きく変わっておりまして、果たしてどれだけの人がそこに従事できるかわからないというような状況があるわけですが、そういう中でこういう事業に取り組んでいく。もちろん、ある面ではそういうのを大きく進めていくということもあると思いますが、そういう今後の受益者の人たちの高齢化の問題だとか、いろんな絡めながら、あとの受益者負担の問題なんかの心配というのはないんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

土地改良事業の場合には、100%の同意をいただいて事業計画を立てることになります。それで、この事業地区におきましても、この事業に当初加入をしながら、最終的にこの事業から外れるということじゃなくて、計画がはっきりして、道路とか水路とかというのが、当初から計画は立てますけれども、実際の最終的に道路の位置が少し変わったり、そして全体区域の道路、水路、水田のつくり方ということになることによりまして、全体的な計画の一部変更の中で、例えば、さっき言いました500平米のところ250平米が計画から外れても支障もないし、全体としてまとまると、そういうふうなことでございます。

負担金につきましては、これが一番伴うものでございますので、当初から地元での同意、計画、受益者負担という確認のもとに事業着手、計画ということになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

まず、基盤整備の目的というのが、時代とともにいろんな理由というか、そこが変わってくるかもわかりませんが、今特に高齢化で、特に山手なんかは狭地で、非常に耕作しにくいという、そういった現状がありますから、そこを一気にひとつ改良をして、機械が入れるようにしたいというふうなこと、そういったことも一つの整備の原因だと思います。またあわせまして、今、集落営農体制というのがずっと大体固まりつつありますが、そういった背景があると思います。

ただ、じゃあそれだけ投資をして、おっしゃるように、地元の農家、今大丈夫なのかというふうな話だと思います。ここはさっき課長が申し上げたと思いますが、何とか当初から同意をいただいてやっておりますので、しかも、その集落の責任において、これを遂行していくというふうなこともいただいておりますから、何とかひとつ努力していただいて、今私の方で、じゃあそれをすぐそういった厳しいところはどうしますよという話はありませんけれども、何とか頑張っていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほど課長の御答弁で、100%同意をもらうことが条件だと、当然そうだと思います。今までもあちらこちら基盤整備をされて、そういう形で取り組んでこられたんですが、例えば、これまでの経験の中でも、嫌と言えない。それはもう皆さんたちが本質は御存じだと思うんですよ。小さな農家は特にそうですね。だから、自分のところでは加入したって、あと本当にどうなっていくかわからないけど、もう嫌と言えない状況もあるというのは今まであったと思いますね。ましてや今回、先ほど部長が言ったように、集落営農の問題もありますから、そういう形をしていかないと、どうしようもないというのがあると思いますがね。もともと機械が入れないとかなんとかの問題じゃなくて、日本の農業自体が小規模の家族経営で、どんなにもできたわけでしょう。それをできないような今の内外の圧力の中で、また、これまでの農業政策の中でそれができなくなってきたという中で、いろんな問題が起きてきたと思うんですよ。だから、今までも基盤整備をされた中で、いまだに問題があるところがありますよね。特にこういう形になりますと、どれくらいの規模の方がどれくらいか、私はまだつかんでおりませんが、例えば、もう小さな規模の人たちはやっていけなくなる。もちろんそのままやっとならば今はやっていけない現状がありますが、しかし、もう自分の食う米だってそこでどうにもならない状況だって出てくる分も大いにあるわけですね。ましてや今

回の集落営農の問題は、もう大部分の農家が切り捨てられていくというような、そういう状況でしょう。そういう状況の中で、こういう形がとられている。確かにより農業がしやすいようにするというのは、私は大事なことだと思いますが、やっぱり今根本的な一番大きな問題は、今日の農政の問題があると思いますがね。そういう中で、やっぱり行政としては、もう100%同意ばもうとっけん、これはもうそれでよかばいと。そうじゃなくて、もう御存じかも知れませんが、そこはやっぱり今からしっかり実態をつかんでいかないと、私は本当までの基盤整備の取り組みと違って、もっと大変な状況が出てくるんじゃないかと。

今、盛んに農業後継者がいないから云々と、もうあなたたちはここに入って、そこをお願いしたがましいたいねというような、そういうのもあるかも知れませんが、しかし、私は思いますよ。本当に今農家で食っていけるなら、これだけ全国に鹿島から出て行った人たちがリストラその他で非常に困難な中で、農業で食っていけるようになったら帰ってくるでしょう。それでやってきたんですからね。そういう状況の中でのこの基盤整備ですが、今後のそういう心配はないのかどうか。私は非常に心配いたしておりますが、私のし過ぎなら、それでいいですが、いかがでしょうか。コメント。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

おっしゃることは理解できます。やはり農政の問題は、外圧——外圧と言ったら語弊がありますが、外国との関係の問題というのも起因しているというのは、我々は今度の品目横断的な政策というWTOの問題、そういったことが背景にあるというのは重々承知しながら、しかし、我々地方としては、どうしてもやっぱり生き残っていく必要がありますから、いろんな政策にのっとなってやっていく必要がありますけれども、ただ、やはり無理して基盤整備までせんでいいじゃないかというようなところもあります。しかし、やはり基盤整備をして効率を上げるという側面もありますので、その辺はよく考えながら取り組んでいく必要があると思いますけれども、あとまだ中山間地の総合整備あたりでも計画があります。採択いただいたら、そういう形でもまた出てきますし、そこら辺に意を払ってといいますか、おっしゃる趣旨は十分わかりますので、ただ、やはり今ここでそういう方たちを、本当は末端を救済していく農政というのが地方には特に必要だと思います。その辺のことを考えて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第77号 鹿島市営土地改良事業（基盤整備促進事業）音成地区の計画の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第78号～議案第84号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 議案第78号 佐賀県市町総合事務組合の設立に関する協議について、議案第79号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議について、議案第80号 佐賀県自治会館組合の解散に関する協議について、議案第81号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に関する協議について、議案第82号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第83号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第84号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、以上7議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、議案第78号から議案第84号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第78号 佐賀県市町総合事務組合の設立に関する協議について、説明をいたします。

議案書は14ページから20ページでございます。

現在、佐賀県市町村職員退職手当組合を初め、佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合など六つの事務組合がございますが、その組合では、常勤職員の退職手当の支給等、あるいは非常勤消防団員等に係る公務災害補償等を行っております。この中で鹿島市は佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合、それから佐賀県市町村交通災害共済組合、そして佐賀県自治会館組合に加入しております。この3組合と残りの3組合は、構成市町がほぼ共通しているにもかかわらず、おのおのが独立した組合であるために規約制定、条例制定、決算、予算、議会招集、会計監査等の事務について、各組合ごとに処理をしているということで、非効率的な側面を有しておりました。

このため、この6組合の事務処理のあり方等を抜本的に見直し、事務局体制の強化と事務処理の効率化を図るため、平成19年4月1日から6組合を整理統合し、新たに一部事務組合

を設立して、これまでの六つの業務を一括して処理することになりました。

その手順としては、初めに設立議案、2番目に解散議案、3番目に解散に伴う財産処分議案の順で行うというのが通例となっていることから、この議案第78号は、最初の手順となります新しい一部事務組合を設立するための議案でございます。

一部事務組合の設立につきましては、地方自治法第284条第2項の規定により、関係自治体の協議が必要となっておりますが、その協議をするためには、同法第290条の規定により、それぞれの議会の議決が必要なことから、本議案を提案し、議決をお願いするものでございます。

次に、新一部事務組合の規約について説明いたします。15ページをお願いいたします。

まず第1条は、組合の名称を佐賀県市町総合事務組合とするものでございます。

次に第2条は、組合は、18ページに掲げております、別表第1に掲げる23の市町と22の一部事務組合及び広域連合をもって組織するというものでございます。

第3条は、組合の共同処理する事務であります。具体的には、19ページから20ページの別表第2に掲げる組合市町の区分ごとに共同処理するものでございます。

第4条は、組合の事務所の位置に関する規定でございます。この住所は、現在の自治会館の住所となります。

第5条は、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法に関する規定であります。組合議会の定数は、市長3人、町長5人、市議会議員2人、町議会議員2人から成る12人で構成され、任期は2年となります。

第6条は、組合議会の議長及び副議長の設置に関する規定でありまして、議員のうちから選挙するとなっております。

第7条は、組合の執行機関の組織及び選任の方法に関する規定であります。管理者1名、副管理者1名を置くとしております。

第8条は、会計管理者に関する規定でありまして、1名を置くとしています。この会計管理者は新設になります。

第9条は、監査委員に関する規定であります。定数については2人となっております。

第10条は、事務局の設置及び職員に関する規定でございます。職員の定数につきましては、条例で定めとなっております。

第11条は、組合の経費の支弁の方法。

第12条は、組合市町の脱退。

第13条は、管理者への委任となっております。

次に、附則であります。第1項は、この規約は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項は、経過措置であります。

次に、この新しい組合の設置に伴います主な変更点について説明をいたします。

大きく変わりますのは、役職員数でございますが、まず、組合議会議員が従来66名から12名となり、54名が減少するということになります。次に、管理者は従来の6名から1名となり、5人の減少となります。次に、副管理者が9名から1名となり、8名の減少となります。会計管理者は、従来なかったもので、プラス1となります。監査委員は、従来の12名から2名となり、10名の減となります。そのトータルは、93人から17名となり、全体では76名の減となります。

この部分の経費といたしましては、費用弁償費がおおよそ600千円の減になるということでございます。そして、さらに事務局としての人件費の減がおおよそ4,500千円が見込まれるということでございます。

その他、構成市町の事務手続、あるいは事務局の事務手続につきましても簡素化されるということになります。

次に、議案第79号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議について、議案第80号 佐賀県自治会館組合の解散に関する協議について、議案第81号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に関する協議について、一括して説明をいたします。

この議案第79号から第81号までの3議案は、平成19年4月1日付で佐賀県市町村総合事務組合を設立するため、現在、鹿島市が加入しています佐賀県市町村交通災害共済組合、佐賀県自治会館組合、佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の3組合を平成19年3月31日をもって解散するという議案でございます。

このように、既存の組合を解散するためには、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となりますが、この協議をするためには、同法第290条の規定により、議会の議決を得なければなりませんので、この案を提出しているものでございます。

次に、議案第82号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第83号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第84号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての3議案について、一括して説明をいたします。

この3議案は、先ほどの鹿島市が加入しておりました3組合の解散に伴って、3組合が所有している財産を地方自治法第289条の規定により、新組合である佐賀県市町村総合事務組合に帰属させるための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、それぞれの組合の財産明細、概要につきましては、別紙のとおりとなっておりますので、説明を省略いたします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

一括して質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

何点かお聞きしたいと思いますが、まず第1点目ですが、今の説明の中で、人員減とか、予算減というのが大幅に出てくるわけですが、それはそれとしまして、まずお尋ねをしますのは、確認の意味ですが、ここの組合の管理運営についての財源は、どういう形で算出されるのかということをもまず第1点。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

この組合の財源ということでございますが、先ほど規約の説明をいたしましたけれども、17ページをお開きいただきたいと思いますが、この第11条に組合の経費の支弁の方法ということで、組合の経費は、次の収入をもって充てるということで、ほとんどが負担金、そしてまた、交通災害につきましましては掛金等、それから組合の財産から生じる収入と、そしてその他の収入と、この三つの収入が主な財源ということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、直接加入自治体からの負担金というような名目での納入というのは、全くありませんか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げました負担金等については、それを加入している構成市町から負担金としていただくという形になります。それで、例えば、17年度の負担金の実績を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、鹿島市は市町村の消防団員公務災害補償組合と交通災害共済組合、それから自治会館組合に加入していると申し上げましたけれども、この中の、例えば、消防団員の公務災害補償組合につきましましては、消防団員割と人口割に基づきまして、17年度が2,071,500円の負担金を出資しているということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまおっしゃいましたが、先ほど言われたように、全体的に人員減だとか、それから人減に伴う人件費の減ですね、いろんな組合事務所の維持管理費だとか大幅に減ると思いますが、そういうことで、自治体が負担していた分の負担金というのは、今、消防団割が幾ら、何が幾らとおっしゃいましたが、その辺については今までと同じになっていくのか。考えれば、全体的な維持費というのは少なくて済むわけでしょう、一つになるわけだから。そのためにやっているわけですから、だからその辺の変化がないというとおかしいわけですね。その辺についてはどうなんですか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

先ほど説明の中でもお話いたしましたように、例えば、役職者数が大幅に減るということで、それについて今まで支出しておりました費用弁償が600千円ほど減るということと、それから事務局体制も1名減ということで、その人件費が4,500千円ほど少なくなると。そういう削減効果というんですかね、そういうことがございます。（「そういうふうになるから、自治体の……」と呼ぶ者あり）

トータルした負担金が減るというのは、例えば、加入者の数とかなんとかは、従来と変わらなければ従来どおりの、例えば、消防団員の方が何名入っていらっしゃるかということで負担金も変わってきますので、その数が変わらない以上は、一遍脱退したからといって、その消防団員のいわゆる掛金とか負担金、それは変わらないと思います。（「そいけん、管理運営に関する負担金というのは減るやろうもん。そういうところを」と呼ぶ者あり）

今の6組合は、自治会館の中の町村会という事務局で一括して処理しよったわけですね。その自治会館の中には、市町会とか町村会とかいろんな団体が入っていますけれども、その自治会館全体の管理については、それぞれの市町会なり町村会なりが分担しながら負担していましたので、その管理が直接減るというのはございません。事務局体制の中の1名が減ることと、先ほど言いましたように、例えば、直接的な費用弁償ですね、そのあたりが減ることになります。ですから、全体的な管理費は従来どおりの形となっていますので、大きくは変わらないということです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

どうも私はわかりませんが、ではもう1点お尋ねしますが、先ほど後の方の議案の中で、財産管理の問題で、いろんな、例えば消防団とか、それからどこやったんですかね、それぞれの財産が、これは結局そことしては解散ということですが、解散によって処分されたその財

産というのは、今度はひっくるめて、ここに来るわけですかね、今度の総合事務所で管理するようになると思いますが。じゃあそういうことで、今の時点で後ろにありますように、例えば、国債、定期預金、全体の財産が総合的にどれくらいになっているんでしょうか。今それぞれありましたが、まとめてどれだけの分が総合組合に来るようになるんですか、借金まで含めて。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

新しい組合に総合される財産につきましては、今までのここにありました３組合の掲げております明細と、それから残りの３組合というのは、鹿島市は加入しておりませんので、その財産が幾らあったかということはちょっとつかみ切っておりません。ここに掲げておりますのは、あくまでも鹿島市が加入してありました３組合の財産の分だけとなります。その分だけ議会の議決が必要ということで、その他の資料はいただいておりますので、あと残りの３組合にどのくらいの財産があるのかは、ちょっとこの場ではわかりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

もう１点ですが、今回、組合を設立することによって、いろんな諸経費が要るのか要らないのかわかりませんが、そのことによってどれくらいの諸経費が必要なのか。そのことで鹿島市自体、各自治体が負担をしなくてはいけないようなものがあるのかどうか。と申しますのは、やっぱり何か立ち上げるということになれば、多かれ少なかれ、いろんな経費が要ると思いますが、今までそういう処分してきた、まとめられた財産の中で運営をしていくのかどうか。それともそのために各市町村は出さないにしても、どこからか借り入れをするとか、そういう形だって、いろんなケースがあると思いますが、具体的にその辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

この組合を設立するための諸経費等が要るかどうかということでございますけれども、具体的には、経費の負担については、向こうの方から請求は特にあっておりません。特に規約変更等とか、そういった事務的な処理手続が主でありますので、いろんな諸経費が要るということはないようでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私がなぜ聞いたかといいますと、例えば、介護保険事務所ができた、冒頭4億円借りておったのが、今こういう形で来たんだよというような、介護保険料を大幅に上げていかになくちゃいけないような事態をつくり出した一つの要因にもなっているというような事実もありましたからね。こういう形になると、例えば、鹿島市自体が力がなくても、それだけの負担ができなくても、決まってしまうばどうもできないというのが、こういう組合設立でしょう。本当に私たちもここ直接だったら意見が言えるんだけど、もうここに出ていかない限りは、どういう問題があっても何も言えないわけですからね。私はこの問題、今質問したわけですけど。だから、そういう流れについては、もうこうなりましたから、しょうがなかですよというような取り扱いせんでいいように、やっぱりその前の時点でしっかり情報をつかんでももらいたいと思うんですよ。私たちにはわかりませんからね。だから、そういう形で私はお尋ねしました。もうこれだけ鹿島市自体も財政がない中で、言われれば嫌と言えんわけですね、こういうことになれば。ちょっと滞納するというわけいかなですね。だから心配しているんです。その辺については細かく、もちろんここからも議員が出るとは思います、市長かだれかわかりませんが、そういう方たちが責任持って、これからのことについては見ていただきたいと思います、ぜひその点については、安易に考えないで、慎重に取り組んでいただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

今回のこの新一部事務組合の設立につきましては、事務所も従来のところでありまして、また事務局体制も従来そのままで行うということですから、全く新しいものをどこかに建物を建てて設立するというものでもございませんので、そこら辺の経費的な増というものはほとんどないものと思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。3番福井正君。

○3番（福井 正君）

わからないからちょっとお尋ねいたしますけれども、まず、組合の事務所が佐賀市城内一丁目5番14号に置くということですが、これは実際建物が建っている既存の建物ということでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

事務所は、現在の自治会館、そしてまた従来、今までもそこの中の町村会というところが、

この事務を一手に引き受けていたところですよ。同じところですよ。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

そしたら、自治会館の住所は堀川町という形になっていますですね。これは同じ場所だということによろしゅうございますか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

住所と地番は違いますので、地番としては佐賀市堀川町1番1と。そして、住居表示については、城内一丁目97番及び98番になるということでございます。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

そのことに関しては、わかりました。

もう一つ、規約の11条の組合の経費についてお尋ねいたしますけれども、先ほど鹿島市が負担する分というのがあると、これは性格上、当然のことだと思いますけれども、交通災害共済に関して、いわゆる加入者の掛金というのが当然あります。ですから、例えば、各自治体が負担する分と加入者の掛金というのは少し性格が違うんじゃないかなという気がするんです。それで、組合の運営をしていくとき、これはすべてをプールして運用していかれるということなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

お答えをいたします。

まず、市町村交通災害共済組合の負担金の問題でございますが、毎年、通常的に組合の方にお支払いする公費負担金でございますが、これは人口掛けるの1人当たり5円でございます。17年度の状況で申し上げますと、166,075円を納入いたしております。

それからもう一つは、住民の方が交通災害共済組合のこの共済に加入される場合は、掛金が1人当たり500円ということになっております。その掛金の額が、17年度の状況で申し上げますと、6,613,500円、この額は毎年度、加入者の数によって額が変わってまいります。それで、運営の基金は、別に積立金の剰余金等ございますが、この原資に基づいて運営がなされております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

はい、わかりました。

我々一般的には、民間の保険と同じように、どうしても共済ということを考えましたときに、当然、責任準備金というのが保険の場合、必要になってきます。その責任準備金の分がどうなっているのかなと。例えば、ほかのことに使うことが多くなってきて、その責任準備金の分まで使うことになるのかなということがあったもんですから、そこら辺がどうなっているのかなということです。

○議長（小池幸照君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

お答えいたします。

この交通災害共済組合の場合は、責任準備金というのは特段ありません。それで、先ほど申し上げますように、加入者の方からいただいた掛金と、これまでの剰余金といいますか、そういったもので運営がなされております。それで、いわゆる加入者からいただいた掛金の総額と、それから見舞金として支給された額、このバランスの問題で毎年決算がなされております。それで、剰余された分については、翌年度に繰り越しをされるという形で運営がなされております。それで、年度によっては見舞金が上回って支給される場合がございますので、かなり運営的にはぎりぎりのところでなされているんじゃないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

わかりました。

私は、いわゆる行政改革の流れとして、一つこういう形で統合していくということは当然なことだと思います。そういうことで、今回のこの案につきましては、私は賛成の立場に立たせていただきます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第78号 佐賀県市町総合事務組合の設立に関する協議については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 佐賀県自治会館組合の解散に関する協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第80号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に関する協議については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第81号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第82号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第83号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第84号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたします。

なお、12月14日から21日までの8日間は休会とし、次の会議は12月22日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時36分 散会